

旅 費（支 給） 規 程

（目 的）

第1条 本協会の維持・発展のために必要とされる諸会議・諸事業に出席・参加するために必要な交通費・宿泊費（以下旅費とする。）を支給する場合の基準を定める。

（旅費支給の対象者）

第2条 本会の会員の内、前条（第1条）でいう対象事業名、対象者（出席者）、並びに旅費の負担区分については、別表のとおりとする。

（交通費の算出基準）

第3条 交通費の算出基準は、JR料金算定表によるものとする。

- 2 北海道内における交通費の算出基準は、距離は、役員等の所在地の中心駅から目的地の中心駅までの通算距離により算出する。〔中心駅の例…札幌市—札幌駅〕また、鉄道駅のない所在地および目的地については、バス路線の通算距離により算出する。
- 3 北海道外における交通費の算出基準は、役員等の所在地の中心駅から目的地の中心駅までの間を鉄道および航空機による最も安価で利便性の高い交通機関を利用した場合の金額を算出し、これを支給するものとする。また、鉄道駅のない所在地および目的地については、バス路線の通算距離により算出する。

（宿泊費）

第4条 宿泊費は、実費（上限7,000円）を支払うものとする。

（別途算出・支給）

第5条 本会の会員が、この基準により著しく不利益を受ける場合には、別途考慮し支給することができる。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、財務委員会、事務局若しくは理事が発議し、理事会で議決する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成8年4月1日から施行する。（一部改正）
- 3 この規程は、平成11年4月1日から施行する。（全部改正）
- 4 この規程は、平成13年4月1日から施行する。（一部改正）
- 5 この規程は、平成15年4月1日から施行する。（一部改正）
- 6 この規程は、平成16年11月15日から施行する。（一部改正）
- 7 この規程は、平成25年4月1日から施行する。（一部改正）
- 8 この規定は、2019年4月1日から施行する。（一部改正）

別表

交通費・宿泊費の負担区分

項目	対称事業名	対象者（出席者）	交通費の 給付負担団体	宿泊費の 給付負担団体	備考
道 内 旅 費	代議員会	会長、副会長、理事長 事務局長、各委員長、監事	北海道協会	不要	単日会議
		代議員（注1参照）	各代議員選手 組織	各代議員選出 組織	
	理事会	会長、副会長、理事長 事務局長、事務局次長 各委員長ならびに部長	北海道協会 （注3参照）	北海道協会 （注2、注3参 照）	夜間会議
		地区選出理事	各理事選出地区	各理事選出地区	
	北海道ジュニア 選手権	会長、副会長、理事長 競技委員長、審判長	北海道協会	主管団体 2泊(注4参照)	帯同審判 制
		ブロック部員（競技部1名、 審判部1名）	主管団体 (注5参照)	主管団体 (注5参照)	
	北海道選手権 兼国体予選	会長、副会長、理事長 競技委員長、審判長	北海道協会	主管団体 2泊(注4参照)	帯同審判 制
		ブロック部員（競技部1名、 審判部1名）	主管団体 (注5参照)	主管団体 (注5参照)	
	年齢別選手権	会長、副会長、理事長 競技委員長、審判長	北海道協会	主管団体 2泊(注4参照)	帯同審判 制
		ブロック部員（競技部1名、 審判部1名）	主管団体 (注5参照)	主管団体 (注5参照)	
北海道シャトル 競技会	理事長、シャトル事業部担 当役員(部長・部員)	北海道協会	北海道協会 (注6参照)	単日競技 会	
道 外 旅 費	東日本協会総会	本協会が選出した(道代表) 東日本協会理事(1名)	北海道協会	北海道協会	(注7参 照)
	東日本協会理事 会	本協会が選出した(道代表) 東日本協会理事(1名)	北海道協会	北海道協会	(注7参 照)
	東日本協会常任 理事会	東日本協会理事会が選出し た常任理事	北海道協会	北海道協会	(注7参 照)
	東日本協会普及 部長会議	本協会の普及指導部長又は シャトル事業部長(いずれ か1名)	北海道協会	北海道協会	(注7参 照)
そ の 他 の 旅 費	道スポーツ協会 評議員会	本協会が選出した道体協評 議員	道スポーツ協会	給付不要	単日会議
	本会が認めた諸 会議・諸会合	本協会より選出・指名され た(本協会)代表者	北海道協会	北海道協会	(注8参 照)

<注1> 会長、副会長、理事長、事務局長、各委員長、監事が、加盟団体の代議員を兼ねることはできない。(細則第2条第2項参照)

<注2> 主管団体が競技会の役員として委嘱した者の宿泊費は、主管団体が負担する。それ以外は道協会が負担する。

<注3> 理事会が上記の2競技会(道ジュニア選手権・年齢別選手権)に併せて開催される場合、帯同審判員や選手の兼務者に対する道協会・主管団体からの交通費・宿泊費の支給はなされない。このような場合は、帯同した加盟団体あるいは選手個人が負担しなければならない。

<注4> 宿泊費の給付主管2泊は競技委員長・審判長のみとする。

<注5> ブロック部員は、大会開催地区の部員の参加が基本となるが、その部員が大会に参加できない場合は近隣地区から順に大会参加を要請することとする。

<注6> 宿泊費については、出席対象者が宿泊を余儀なくされた場合に限り支給される。

<注7> 出席者は、可能な限り(超割・早割航空券等)安価な旅費の確保に努めなければならない。

<注8> 諸会議・諸会合への出席者の選出(指名)に際し緊急を要する場合には、会長・副会長・理事長・事務局長により判断・決定される。